

雇われ検閲人は金を受け取ることができるか？

フランス近世出版統制とジャンセニスム⁽¹⁾

野呂 康

フランス近世において、ジャンセニスムが歴史記述上、一つの出来事を構成することは疑いない。パスカルやラシーヌのような文芸者との関わりからも注目されるこの運動は、複雑かつ多様な様態を示し決して一義的な定義を許すことがないゆえに、文学のみならず宗教学や社会学、歴史学などの研究対象として今もおわれわれの興味を惹いてやまない。ジャンセニスムとは、語源となったコルネリス・ヤンセニウス（ヤンセン、フランス名ジャンセニウス）の遺著『アウグスチヌス』で展開される恩寵思想とその支持者たちによるジャンセニウス擁護の思想実践ばかりでなく、「いわゆるジャンセニストたちの信仰、思想、行動の総体」を指す呼称であり、「換言すれば…信仰の実践と道徳における厳格主義、さらに教会組織の内側からの改革を目ざす教会論とそれに伴う実践運動」⁽²⁾なのである。したがって、現代の多岐に分節された諸学問分野がそれぞれに反応するとして、それはむしろ対象からの要請であると云ってよい。

だが、こうした関心と射程範囲の広さに鑑みてジャンセニスム独自の宗教思想や文体論への様々なアプローチが試みられているとはいえ、ジャンセニスムの発生や展開と思想伝達手段である論争書の生産を関連づけた研究は少ない⁽³⁾。先ほどの一般的な定義を敷衍するなら、「信仰の実践」や「厳格主義」、「教会論」といった神学乃至宗教学的な視点を離れ、「ジャンセニストたちの行動の総体」を、彼らが用いた戦略それ自体から探ろうとする文学、歴史学、社会学の交差点に位置する研究が未だ十分な射程と視座を獲得しているとは言い難いのである。

周知のように当該社会の中でジャンセニスムは危険視され、18世紀初頭にはその拠点の一つとみなされたポール・ロワイヤル・デ・シャンが王権により

破壊される。それはジャンセニストの思想やその表現方法が既成の思想や制度とは明白に異なる弁別特徴を有し、またそれゆえ軋轢を余儀なくされた結果でもあり、「ジャンセニストの行動の総体」を論じるには、そうした特徴を丹念に捉えてゆく作業が要求される。ところで彼ら特有の「行動」の幾つかはつとに指摘されている。例えばそれは独自の教育システムの開発であり（「小さな学校」の存在や『一般・理性文法』、『論理学』の教科書作成）、修道院とは異なる集住・共同生活形態の採用である（ポール・ロワイヤルの「隠士」の隠遁生活）。だがジャンセニストの主張の媒体となる論争書の作成や出版行為に焦点を当てた研究は驚くほど少ない⁽⁴⁾。これはジャンセニズムが第一義的に思想運動とみなされテキスト内容の研究は試みられても、その表現形式には二次的な重要性しか認められていないということの表れだろうか。ところがジャンセニズムの第一級資料である『プロヴァンシャル』の執筆経緯に一瞥を与えるだけで、ジャンセニストが如何に出版にこだわり、読者への戦略的な効果を狙っていたかが理解できる。1655年、神学博士アントワヌ・アルノーは、筆禍事件により、神学部から追放されそうになる。パスカルの姪マルグリット・ペリエが伝えるところによると、ジャンセニストたちはアルノー本人に自己弁護を促した。彼は乞われるままに執筆するが、誰も彼のテキストを褒めない。そこでアルノーはパスカルに依頼する。パスカルのテキストをみて彼は「大声を上げた」、「これは秀逸だ。これなら味わい愛でられるだろう。印刷させねばならない」⁽⁵⁾。これが『プロヴァンシャル第一の手紙』の発生譚である。確かに当代随一の神学者アルノーよりもパスカルの文才を強調する神話化作用の働いた記述ではある。だがジャンセニストたちの行為に注目したい。彼らは或る問題を共同で協議し、一人（アルノー）に執筆を促し、また共同で検討する。全員または数人の称賛が得られない場合には別の人物（パスカル）に再び依頼し、「味わい愛でられる」、すなわち読者の気に入るなら即座に「印刷」という手段に訴える。ここにはジャンセニストによる出版への周到な準備と読者にあてる効果への配慮が刻み込まれている。要するにジャンセニストにとって出版は単なる伝達媒体ではなく熟慮の上での表現形式であり、しかも彼らは主張の表明だけでなく出版の効果にも信頼を寄せていた。それならば彼らの「行動」の一つとして出版戦略を問題にすることにも正当な理由がえられるのではないか。

本稿の目的はジャンセニストの出版と出版機構への関心のあり方を探り、フランスにおけるジャンセニスム運動の一特徴を明らかにすることにある。そのための手順として、まず当時の出版状況を略述する。次に王権の出版統制の経緯と問題点をついた一パンフレを紹介しつつ分析する。最後にそのパンフレの主張が如何にして当時のジャンセニストの出版に対する見方と交差するかを確認して締めくくりにしたい。

十七世紀前半の出版制度

本稿でとりあげるパンフレは 1650 年、パリ大学神学部での宗教書の出版をめぐる事件を報じたものである。当時モレルとグランダンという二人の神学者が宗教書を事前に検閲し出版許可を与える業務に携わっていた。パンフレの語り手はこの二人を糾弾しつつ、出版統制の問題点を指摘する。そこで語り手の論理を追う前に、まずは二人の神学者が携わっていた書籍の検閲業務について要点をまとめておきたい⁶⁾。

フランスにおける出版制度は王権主導の下、十七世紀半ばまでにはほぼ整えられていた。その要は事前検閲である。最高諸院の一つで王令の起草や発布を担当する大法官府が、書籍の出版と流通を統制すべく全印刷物に対して出版前の検閲を義務づけ、その可否を決定していた。1629 年のミシヨール法典に則り、印刷物には王権が発行する出版免許状を掲載せねばならない。つまり大法官府の長である大法官乃至国璽尚書の許可なくしては出版ができない。とはいえ無数に申請される書籍に、一々大法官が眼を通すというのは現実的ではない。そこで大法官に委託された検閲人（または承認者）が報告書を作成し、それに基づいて出版が許可されていた⁷⁾。したがって理論上は、検閲人の許可を得ない書籍は出版されない。また、検閲人と無縁であるかまたは敵対する著作者乃至書籍商・印刷業者は出版界への参入さえ許されない。結果として文学市場とは国家公認のそれを指すことになり、検閲人と関係した著作者や業者の独占市場となる。他方出版された書籍は必然的に（検閲人の）認可ばかりか評価を得ており、その価値が出版前に認定されていることになる。逆に検閲人の同意のない書籍には許可が下りないばかりか、予め無価値を烙印されたも同然なのであ

る。また著作者は認可を申請する必要から、価値の裁定者としての王権の権威を認めざるを得ない。つまり事前検閲を徹底すれば、市場統制、悪書放逐、批判排除の実現などと同時に、王権の権威を確立することが可能となる。だが王権主導の出版統制と価値ある書籍の生産体制は、ラディカルな反撥を引き起こした。以下に見る宗教書の検閲をめぐる権益争いはその一例である。

神学部と宗教書の検閲

この時期の書籍は内容により、世俗書と宗教書に大別できる。大法官が指定した検閲人、大法官府で働く国王秘書官や請願審査官⁽⁸⁾などが世俗書の検閲を担当していた。他方、宗教書の検閲は教権の権威の一つであるパリ大学神学部(通称ソルボンヌ)の権益に属していた。だが十六世紀後半以降、王権は宗教書の出版にも次第に介入しはじめる。あらゆる書籍が大法官の印璽を必要とする以上、宗教書も例外ではない。とはいえ大法官は伝統的な権威を蔑ろにはできず、出版に際して神学部に判定を依頼せねばならなかった。ところで依頼を受けた神学部でも、一冊一冊の書籍について全員で協議するのは不可能である。実際には数人の「承認者」を選出し、学部全体の意思として王権に「承認」と呼ばれる報告書を提出していた。神学部にとって宗教書の検閲は伝統的な特権の一つであり、俗権に対する自律性の証でもあったのである。

1623年、神学博士フィルサック⁽⁹⁾は、神学博士がソルボンヌに承認発行の許可を求める場合、著作者が非公表の由を明示するのであれば、その著作者の名前と身分を提示し、また検閲人の署名を残すよう提案する⁽¹⁰⁾。これは書籍が、神学部による検閲を経ずに出版されることを恐れての提言である。翌1624年3月22日、神学部から四人の検閲人・承認者を選出し、内二名が検討していない書籍には印刷許可をださないことが王令により定められる。この決定は神学部により即座に退けられた。選出権が俗権に帰せられていたためである。王権は譲歩し、同年8月神学部による四人の選出権を認める公開状が発行された⁽¹¹⁾。だがソルボンヌは博士なら誰でもが裁定権を持つとして学部全体の権利を主張、公開状の内容変更か取り消しを迫る⁽¹²⁾。1625年、パリのノートル・ダムの教会参事会員で神学博士のシャステランを筆頭に再び反対運動が盛り上

がり、7月には神学部の書記が承認に残された署名の真贋確認を行うことを認めさせた⁽¹³⁾。このような緊迫した状況にあって1626年、王権から検閲を委託された博士が謝礼を受け取っていたことが発覚する。しかしデュヴァル⁽¹⁴⁾らは王権からの委託業務を拒否した由を主張、最終的に王権の目論見は潰え、公開状も実効なきに留まる。王権の介入は一時的に回避され、神学部全体の権益は守られた⁽¹⁵⁾。

だが大法官セギエ⁽¹⁶⁾の登場により事態は変化する。セギエは数人の神学者に「密かに」検閲を委託する。各検閲人に600リーヴルの報酬を約し、内一人乃至二人が必ず全体を読んで報告書を作成し、出版允許を発行することにした。その際検閲人の名は秘されていた⁽¹⁷⁾。だが当時、この検閲業務を引き受けたのがモレルとグランダンという二人の神学者であることは周知の事実であった。

但し以下で分析を試みる『弁駁書』の語り手は、この度の委託という「秘密裏の産物」、「狡猾な陰謀」は「数人の個人」が企んだことであり、彼らが以前の（1624年の）騒擾は隠したまま大法官に話を持ちかけたのだという。この「企図」を察知した神学部博士は既に同僚を叱責したが⁽¹⁸⁾、他の博士には事情が知られていなかった。その原因は学部長の汚職と職務怠慢に求められる。学部長ニコラ・コルネ⁽¹⁹⁾は同僚の暴挙を止めるどころか、自分が率先して委託を引き受け報酬を得ていた⁽²⁰⁾。事態を察知したセギエは神学部へ権利を戻そうとしたが、モレルとグランダンが職務維持を目論み、再改革の不都合を訴えて大法官を説得した⁽²¹⁾。次の学部長フランソワ・アリエ⁽²²⁾も二人の進言を入れたばかりか、セギエに検閲人制度の再設置を要求することで、全体の利益を見捨てた⁽²³⁾。学部長自身の提言に、大法官が学部の利益は何ら損なわれていないと考えたとしても無理はない。この論理に従えば、モレルとグランダンこそが大法官を騙した張本人ということになる⁽²⁴⁾。

1650年10月、神学部月初めの例会において、教父文献と古代の著作家の出版に関する、業者間での争いについて審議されていた。ところが神学博士シャブラ⁽²⁵⁾は、むしろ新たに設置された二人の検閲人について審議すべきであると主張、次の例会で討議することが決定される。二回の例会の間に、『ソルボンヌのクロード・モレル氏とマルタン・グランダン氏の企てに関する考察』という匿名のテキストが出回る。これが本稿で問題とする『弁駁書』であり、語り

手の説明によれば、各博士に問題の所在を明確にし事情を説明する目的で執筆された⁽²⁶⁾。このテキストにはさらに雄弁かつ説明的な題名が付されていた。「書籍の検閲は伝統的にバリ神学部全体の特権であったのに、他の博士をさしおいて委託を受け、全印刷物の至高の検閲人・承認者に任命されたのだという二人の博士の主張について」。

ところで一步退いてみるに、依頼された仕事に対して報酬を受け取るのは当然ではないだろうか。にもかかわらず語り手はこの当然の論理を狙上へのせ、モレルとグランダンの職務に疑問を呈する。果たして雇われた二人の検閲人は金を受け取ることができるのか、できないのか。

『弁駁書』の構造と要旨

それでは実際に『弁駁書』をみてゆく。テキスト全体の構造は単純である。まず題名の主張が繰り返される。教皇に勅書、王に王令や公開状、高等法院に法院令があるように、神学部には宗教書を検閲する権利がある。書籍の検閲権は古来より神学部全体に帰されていた。ところが二人の博士が私利私欲のために、この権利を全体から奪い取ろうとしているという。次いで語り手は経緯を跡づける。1624年の騒擾と神学部の勝利を読者に想起させ、この度の委託制度とその問題点を指摘する。最後に二人の検閲人設置反対の理由を列挙する。以下、全十五条の理由を要約して掲げる。

- 第一、神学部全体の「特権」ばかりか、「権威」と「力」が失われてしまう。
- 第二、二、三の神学者を裁定者にし、フランスにおける「教義」を委ねれば、教会と国家の利益が損なわれる。
- 第三、二、三の神学者に他の神学者が従属することになる。高位の聖職者の承認までも、彼らに左右されてしまう。実際、エヌカンやシャステランなど、モレルとグランダンよりも年齢も学識も上である博士の検閲まで、二人が引き受けることになるのは不都合である。
- 第四、教会において未決定で、博士の間でも見解に相違のある問題に関して、検閲人が権限を悪用する可能性がある。つまり彼らよりも年齢も学識も上の神

学者が承認を出していても、彼らの見解に合わない説は拒否されかねない。

第五、これまでは博士が学部全体の名で書籍の修正を施してきた。だが今では、検閲人が誤りを犯しても学部の名で見解を出すわけではないから、検閲人が学部は何ら責任を負うことはない。しかも承認が表にでないため、最近『コーラン』なども出版されてしまった。

第六、ソルボンヌにあった指名権は、この度大法官か国璽尚書に依存することになる。

第七、1645年のフランス聖職者会議において、出版に教区司教の許可と承認を必要とする旨が議題となった。しかしその時にさえ学部の既得権益を奪うことになるからと、否決された。それなのに二、三の博士がこれを奪うなど言語道断である。

第八、教権を「世俗の権力」に売り渡すことになる。検閲人が「教義の検討」を世俗の権力に委譲してしまえば、世俗の権力は検閲人の安易さにつけこみ、「民衆の宗教に支配権を握り、福音書の厳格さを政治と今世紀に生きる人の利害に適応させてしまう」。

第九、仮に今の検閲人が有能で誠実だとしても、後任者が同様であるという保証はない。

第十、日々増大する新刊書に対応するのに、四人では少ない。

第十一、モレルとグランダンの能力、資格に疑問を持つ。二人に、全神学者の頂点に立ち、支配欲を行使して教義全体の判定者となるつもりがなければ、600リーヴルという小額で、彼らの神聖な誓い（つまり職務を公平に遂行すること）と伝統的な神学部の自由を引き換えにするというのは到底釣り合うはずもない。

第十二、二人を選出せず、大法官には「書記」による書名確認で十分であると請合えばよい。

第十三、モレルは請願審査官の代わりに、王の依頼で国王と王国の権利を擁護するという。だが請願審査官が信仰と道徳に関わる教義に介入したことはないし、今後もありえない。

第十四、モレルとグランダンは、セギエが神学部以外に依頼することを仄めかしていると主張する。しかし今は神学部の権益を守ることが重要であり、セギ

エはその点を十分に踏まえているから、そのような暴挙には出ないだろう。

第十五、1625年に神学部は権利擁護のため、二年ごとの数人の博士の選出を決定し、最終的には「各々の博士」への権利とした（つまり学部全体に権利を付与した）。この度の新検閲人の選出で、この決定が踏みにじられた。ゆえに、この権利を取り戻す必要がある。語り手はそのためのセギエへの呼びかけでテキストを締めくくる。このような「企図」を破壊し、秩序を取り戻すように、と。

全十五の理由のうちには類似したものもあるし、単なる主張や呼びかけにすぎない箇条も含まれる。要するに語り手は大きく分けて、二、三の博士に判断を任せることの危険性、俗権すなわちセギエが学部全体ではなく、彼らに委託することの不都合、モレルとグランダンの資格の有無、この三点を問題にしていると考えられるだろう。

さて、このテキストの重要性を初めて指摘したのは、二十世紀後半に書籍史の隆盛を築いた歴史家アンリ＝ジャン・マルタンである。

[しかしながら、上で引用した資料が明らかにするところによると、] 1633年、神学部博士モレルとグランダンは国王印璽に基づいて年金を付与されているのであり、ゆえにこの日付以降、セギエは王の検閲人の制度を非公式に再建しようとしていたと考えられる。加えて、ジャンセニスム論争の時期フロンド前夜、神学部博士が作成した或る弁駁書によってまさにこの二人がニコラ・コルネ共々、大法官の口頭による委託で — すなわち内密に — 王の検閲人への指名を承諾し、同僚たちが伝統的に有していた特権を犠牲にして、専らこの職務を果たすべく年金を受けていると糾弾された事実を挙げれば、この仮説は確信に近いものとなる⁽²⁸⁾。

マルタンは『弁駁書』の出版時期を、「ジャンセニスム論争の時期フロンド前夜」と位置づけてはいるが、記述の焦点はセギエ乃至王権の指名による検閲人制度再建に置かれ、テキストをジャンセニスムやフロンドと具体的に関連づけてはいない。マルタンによれば、『弁駁書』こそは王権による教権の侵害と出版統制をめぐる葛藤を証明する資料であり、その執筆が1650年、セギエ直筆の「年金リスト」が1630年代に作成されていたと仮定して、両者の間の約

十年から二十年の懸隔は歴史家には度外視できるようである。マルタンの「仮説」を受けてやはり歴史家のニコラ・シャピラは、このテキストを「検閲人の指名決定権に関連して生じたソルボンヌと王権の衝突」、そして「承認の出版をめぐる衝突」を証するものとして提示した⁽²⁹⁾。するとこのテキストは神学部の権益擁護に努める博士の内部告発であり、糾弾の背後に伺える王権の制度再編成の動きを示唆していることになる。

歴史家による従来の解釈に異論はないものの、彼らの視点からは共に『弁駁書』の語り手の位置と執筆年代に関する考察が抜け落ちておきたい。なぜ1650年という時期に執筆されたのか、なぜ語り手は殊更モレルとグランダンを断罪するのか、この二人以外で他の「二、三の博士」、例えば最年長の博士なら語り手は納得するのだろうか。この二点にこそ、テキストの特異性が表れているとわれわれは考える。

これら検閲人の見解が、次のような仕方では公表されているのです。「私はこの書を読了いたしましたーグランダン [署名]」。またはこう書かれています、「この書の出版を妨げるものは何も見あたりませんーモレル [署名]」。この証言を基に出版允許は発行されていたのです。この手の新奇極まりない承認を書籍の中に挿入する習慣など以前にはなく、この手のものは表に出ないようにしてあったわけです。というのも神学部に予め知られていれば、そんなものを認める決定などではしなかったでしょうから。しかしながら、幾つかの書の中にこの手の承認が印刷されるという事態が生じ、「神学博士の承認」として通そうとされていました。「神学博士の承認」などと書かれているものもあります。「私はこの書を読了いたしましたーグランダン [署名]。」この書には他の「承認」は無く、また神学部の規則と慣用に則った、如何なる許可申請もなされてはいなかったのです⁽³⁰⁾。

「承認」を「書籍の中に挿入する習慣など以前にはなかった」というのは語り手の誇張である。シャピラが確認するように、承認の挿入はむしろありふれた慣習であった。「承認を出版する (publier) ということは、その承認を発行する権力を持っていることを公にする (publier) ことなのだ⁽³¹⁾」。神学部が伝統的に承認を発行していたのは、元来発行の権利を有していたからで、それを書籍に挿入し権利を誇示していたわけである。したがって『弁駁書』の論点は

別にある。或る種の書の中に「神学博士の承認」が、まるで神学部全体の承認を得たかのように提示されていたこと、そして二人の博士が「読了」し、出版を「妨げる」書籍が実際に存在すること、これである。次の引用はこれらの点を示唆している。

というのも検閲人たちが他の数人の博士と意見を異にする場合、検閲人の個人的な見解に反する書籍はすべて却下してしまいます。たとえそれらの書籍に、学識あり能力に優れ、また年長でもある複数の博士の承認がついていたとしても、そうなのです。ところがこれらの博士を前にすれば、検閲人たちはたとえ拒否したくても敢えてせず、また断固として拒否を主張することもできないでしょう。検閲人が却下する教義が大多数の博士に支持され、ソルボンヌの授業で公に教授され、神学部全体に伝統的に委ねられ、神学の決議録の中で権威を持って擁護されているとしても、彼らはこの却下の理由として気に入らないからという理由しか示さず、しかもそれを至高の法として押し通すのです⁽³²⁾。

「検閲人の個人的な見解」とは、何も職務上求められる見解を指すとは限らない。彼らが神学者であり論争家であるなら、敵対する論説を却下するだろう。すると彼らと対立する著作者の書籍には、出版允許はおろか公の場での自由な討論も保証されない。結果、「学識あり能力に優れ、また年長でもある複数の博士の承認」は、二人の「個人的な見解」に従属し、また二人の「気まぐれ」が「至高の法」として罷り通る。こうしてモレルとグランダンが「教義全体に関する至高の支配者、裁定者」となる。『弁駁書』の語り手が二人を糾弾するのは、どうやらこの辺に理由がありそうだ。

モレルとグランダンの二つのイメージ

ここで一旦『弁駁書』を離れ、モレルとグランダンの活動に眼を向ける。

クロード・モレルは1624年パリ大学神学部で博士号を取得、1640年に王の説教師、1662年にはノートル・ダムの教会参事会員になった⁽³³⁾。多産な論争家として、そして何よりアンチ・ジャンセニストとして有名であった。マルタン・グランダンは1638年に神学博士、1651年から1655年まで学部長を務め、

雇われ検閲人は金を受け取ることができるか？

ソルボンヌで神学教授の職についていた⁽³⁴⁾。彼もやはりアンチ・ジャンセニストである。そして『弁駁書』が暴露するように、二人は検閲業務の報酬として600 リーヴルを受け取っていた。だが「国王印璽に基づいて」いる年金の出元は、実際にはどこだったのだろう。

ここで、当時の流行現象の一つを踏まえておきたい。十七世紀前半、書籍収集は貴族の徳の一つに数えられ、その顕示手段として私的な図書室を建立させることが流行した。そして蔵書整理と維持の必要から、図書室や貴族の身边には碩学や文芸者が雇われていた。前述マルタンが用いたセギエ直筆の「年金リスト」は、こうした時代の趣味を示す資料の一つとみなすことができる。リストにはアカデミー会員であり翻訳家のボードワン⁽³⁵⁾、文芸者コルテ⁽³⁶⁾、そして国王秘書官コンラール⁽³⁷⁾などが挙げられているが⁽³⁸⁾、驚くべきことに、文芸者やアカデミー会員に混じってモレルとグランダンの名が現れるのである。年金の支給理由は記されていない。とはいえこれで「国王印璽に基づいて」発給された年金の出元がセギエ、またはセギエを介した大法官府であることが確認される。

セギエの手口は巧妙である。表向きは神学部の伝統を尊重し、検閲人として神学博士を指名する。ところが検閲人はセギエから、またはセギエを経由して報酬を受けている。神学部全体に依存したはずのこの権益が、たった二人の、それも金で雇われた博士の手に帰されてしまう。したがって王権は実質上、宗教書の検閲権を手中にしたのである。二人の博士は神学部の特権を、文字通り王権に売り渡してしまった。こうして神学部は内部から骨抜きにされる。二人はセギエ乃至王権に金で雇われていたのである。

だがもう一つ、モレルとグランダンが標的となる理由がある。それは二人の神学者・職業論争家としての活動に関わる。ここで、ジャンセニスム論争に言及せねばならない。

フランスにおいてジャンセニウス⁽³⁹⁾の遺著『アウグスチヌス』（フランスでは1641年刊）とアルノー⁽⁴⁰⁾の『頻繁なる聖体拝領』（1643年刊）の出版が巻き起こしたスキャンダルはよく知られている。数年後の1640年代後半、フランソワ・ヴェロンのように依然ジャンセニスムに対して論争書を連発する神学

者もいたが⁽⁴¹⁾、ジャンセニストは沈黙を守り論争は一時的に沈静化していた。だがモレルがアンチ・ジャンセニストとして活躍する 1650 年前後は、再びジャンセニスト、アンチ・ジャンセニスト両陣営のパンフレ（論争文書）が乱発され始めた時期にあたる。

1649 年 7 月 1 日、コルネがジャンセニウスの『アウグスチヌス』から抜粋したと称して七命題を神学部提出する。これが後の五命題をめぐる論争の始まりであり、こうして再燃したジャンセニスム論争は 1653 年、教皇による大勅書「クム・オカシオーネ」が發布され、ジャンセニストが勅書を受け入れて再び沈黙するまで続くことになる⁽⁴²⁾。

同じ 1649 年、コルネによる断罪を受けて『ソルボンヌ神学部において月初めの日に検討されるべき恩寵に関する命題』と題されたテキストが印刷された⁽⁴³⁾。この匿名のテキストには印刷地や業者も記されておらず語り手は「中立」を装っていたが⁽⁴⁴⁾、アンチ・ジャンセニストは即座にジャンセニストによる攻撃と判断した。その後二、三ヶ月の間に、それぞれ書簡形式をとる三つのテキストが出版された（『手紙』と略す）⁽⁴⁵⁾。すべて匿名で業者記載なし印刷地不詳であったが、やはりジャンセニストのテキストと同定されてしまう。これらに、数年前に出版されていたアルノーの『ジャンセニウス氏の第二の弁護』を加え、まとめて反駁したのがモレルである。彼は 1650 年、書籍商・印刷業者ロコレから「クロード・フランソワ」の名で『恩寵をめぐる聖アウグスチヌスと教会の真の見解』を出版する⁽⁴⁶⁾。

また 1649 年には『1649 年 7 月 1 日最新の会合における、パリ神学部学部長ニコラ・コルネ氏の企てに関する考察』が現れた⁽⁴⁷⁾。アルノーに帰せられるこのテキストは、もちろんジャンセニスト側から発信されたものである。さらに前述三つの『手紙』の著作者が『トレント公会議と聖アウグスチヌスの弁護』と『モリニスト（モリナの徒）である二人の神学者の対話』を矢継ぎ早に上梓すると、アンチ・ジャンセニスト側からはフィヤン会士ピエール・ド・サン＝ジョゼフ⁽⁴⁸⁾が『ブルゼイス氏への感謝状、氏による「神学者の対話」への返答を付す（第一の小包）』を、そしてモレルが『信仰告白の擁護』という小冊子を公にする⁽⁴⁹⁾。ちなみに『信仰告白の擁護』に対して、グランダンとボーヴェの主任司祭シャイユエが、1650 年 11 月 4 日付けの「允許状」を用意している。

したがってモレルとグランタンは、神学者としても協働しているのである。

ローマで五命題が協議されていたこの時期、両陣営ともに膨大な量のテキストを印刷させていた。ジャンセニスト側からは題名だけでも、ブルゼイスの『トレント公会議と聖アウグスチヌスの敵に抗して』（1650年）、アルノーによる『教会の聖教父弁護』、神学博士ラヌ⁽⁵⁰⁾の『イエス・キリストの勝利の恩寵について』などが挙げられる。この間、モレルはまたもや『聖アウグスチヌスと教会の真の見解擁護』を発表している⁽⁵¹⁾。モレルは職業論争家として、自分に向けられた反論すべてに反論を書く。そしてジャンセニストのゲリラ的な非合法出版に対して、自著には欠かさず「承認」と「出版允許」を挿入し、印刷地・業者を明示するという正攻法をとる。彼はピエール・ド・サン＝ジョゼフ、イエズス会士ドニ・プトー⁽⁵²⁾と並んで、この時期最も多産なアンチ・ジャンセニストの代表的論客であった。

以上要するにモレルとグランタンの名は、当時二つの異なるイメージを喚起していた。セギエによる出版統制再建に携わる金で雇われた検閲人のイメージ、そしてアンチ・ジャンセニストの神学者にして職業論争家のイメージ、これである。

ジャンセニストの戦略

さて、ジャンセニストはこの二つのイメージをどのように捉えていたのだろうか。

『弁駁書』と同年に出版された『トレント公会議と聖アウグスチヌスの敵に抗して』は、この時期のジャンセニストが抱えた問題意識を明瞭に刻み込んでいる⁽⁵³⁾。まず説明的な題名に着目しよう。「第一の対話、プトー神父による『神学教義』の誤解と奇妙な矛盾を明らかにする。また無謀にも『異説駁論』、すなわち『異端駁論』と題された同神父の文書に反駁する。またついでに『カトリック信仰告白の擁護』と題されたモレル氏の小冊子にも反駁する。」標的の一人として、アンチ・ジャンセニストの論争家モレルの名が明示されている。だが「1650年12月3日」付、シャステランとコパン⁽⁵⁴⁾による「承認」に続く次のような説明書からは、明らかに書き手が別の意味でのモレルを意識してい

ることがわかる⁽⁵⁵⁾。

この書には出版允許が付されていない。なぜならこれが、モレル氏とグランダン氏に答えるために執筆されているからである。出版允許はある意味で彼らに依存しているし、彼らに反駁しようと執筆する人々に対して、彼らがそんなものを発行させるはずもないのである。

テキストの書き手は出版允許不在の理由を公にする。それは第一にモレルとグランダンに対する応答だからである。第二に出版允許が彼らに依存しているからである。モレルの『信仰告白の擁護』はグランダンの承認により允許が発行されているのだから、「モレル氏とグランダン氏に答えるために」という表現は正確極まりない。また允許が二人に依存していると公にしつつわざわざ允許なしで出版するという行為は、二人ばかりかその背後に控える王権の出版統制そのものを批判しているに等しい。前述のように『弁駁書』の語り手は検閲人としてのモレルとグランダンを殊更批判し、二人がフランスにおける教義の「至高の支配者」になることを恐れていた。とはいえ語り手は一般的説明に終始し、必ずしも他ならぬこの二人であってはいけない理由が明示されていたとは言いがたい。だが二人が職業論争家として、すなわち党派性を前面に出した神学者として活動していたとすれば、語り手が二人を否定する理由は明らかだろう。要するに語り手自身が二人とは対立するところの或る種の党派性を背景として発話していたのである。論争家としての二人の批判と検閲人としての二人の批判、出版をめぐるこの二重の批判こそが『弁駁書』や『トレント公会議と聖アウグスチヌスの敵に抗して』の著作者たちに共有された戦略であり、これこそが語り手たち個人の主張に還元されることのない、この時期ジャンセニストと呼ばれる共同体の問題設定なのである。ところでわれわれは、現代からふりかえって、常に既にジャンセニズムの構成員と書籍を知っているような気がしている。だがおそらくここで、王権とアンチ・ジャンセニストによる出版統制を前にして、われわれの思い込みを逆転させねばならない。予めジャンセニストである著作者や彼らの書籍があるわけではなく、またジャンセニストを自称するジャンセニストも当時存在しなかった。そうではなく出版允許が発行さ

れず匿名の非合法出版たらざるを得ないからこそ、出版後即座にジャンセニストのレッテルを貼られ、ジャンセニズムの書と同定されるのだ。『弁駁書』の語り手や文芸者ブルセイスが活躍したこの時期、少なくともモレルとグランダンが検閲を担当していた神学という領域においては、著作者は（非合法）出版されてジャンセニストとなる。それならば、検閲人にしてアンチ・ジャンセニストのモレルとグランダンこそはその鍵を握る人物であり、彼らの拒否の身振りがジャンセニズムを生産するのだともいえるのでないだろうか。

以上から本稿で分析を試みた『弁駁書』がマルタンやシャピラによる解釈の示すように、二人の神学博士と既得権侵害を訴える神学部の対立や王権の出版統制への批判を内在させるばかりでなく、同時代のジャンセニストの利害と戦略の上に構築されていることが確認できる。そもそもこのテキストの題名自体、その前年に出回ったアルノーに帰されるパンフレ、『パリ神学部学部長ニコラ・コルネ氏の企てに関する考察』と酷似しているし、さらに両テキストとも当時の学部長コルネを断罪しているのだから、匿名出版であっても既にジャンセニズムの符牒は纏っていたわけである。

或るテキストが、特に論争家・神学者としてのモレルに「答えるために」執筆される場合、検閲人モレルが自分を非難する文書に出版許可を発行するわけがない。すると王権に保護されたモレルのような神学者の書籍のみが流通することになるし、そうなれば神学の領域においてさえ、（教権ではなく）王権の保証を背景にした正統性が捏造される。その正統性に鑑みて、彼ら以外の神学者は「無謀にも」「異端」と呼ばれ、こうしてジャンセニズムが定立される。これが王権による出版統制と「600 リーヴル」という報酬のもたらす帰結なのである。事前検閲を前提としている限り宗教書は神学者でなければ判断できないし、また専門家であれば公正無私な判定など望めない。脆弱な均衡の上に成り立っていた神学部の伝統的な権益は、その虚を衝き巧みに利用した王権の一撃により崩壊の危機に瀕していた。正統から逆立される「異端」ジャンセニストは報酬の意味を見抜き、パンフレの非合法出版という手段を用いて事態を文書化しつつ警鐘を鳴らしていたことになる。

以上をまとめて結論としたい。まず第一に、『弁駁書』の語り手は表面上は

神学部の権益擁護を訴えるだけだが、その実王権主導の出版統制への批判が盛り込まれていた。第二に、語り手による検閲人モデルとグランダンへの攻撃は、同時に論争家としての二人への攻撃というジャンセニストの利害と一致していた。第三に、ジャンセニストはパンフレの語り手と共に出版統制の存立構造そのものに疑問を呈し、そして何より「異端」とされることを恐れていた。事前検閲を前提とした出版統制が王権の後見を背景に「正統」を創り、異端としてのジャンセニズムが逆立されるという事態を知悉していたからである。

これらの点を総合すれば、今後展開すべき研究の二つの方向性を示せるように想われる。まずジャンセニズムが宗教運動であると同時に、フロンドの乱の時期、出版統制の構造自体を問題化した社会運動でもあったこと、そして王権の出版統制は「正統」の神学を捏造する契機を含み、ゆえに自己認定名ではありえない「異端」ジャンセニストが構造的に生産される一因を出版統制に求めること、これである。こうして出版と出版をめぐる当時の社会状況の研究は、ジャンセニストが予め用意された既に存在する「ジャンセニズムの思想」を展開するという論点先取を避けつつ、社会運動としてのジャンセニズムの発生と特性の説明に道を開く一つの有力な手がかりを提供してくれる可能性を秘めているのである。

注

- (1) 本稿は、ジャンセニズムとフロンドの乱の関係を探る目下構想中の論考の一部をなす。その第一部、「フランス近世出版統制史の記述について—その用語と定義」（「ジャンセニズムと出版允許（1）」）は『武蔵大学人文学会雑誌』、第38巻、第2号、2006、pp.178 (63) -156 (85) に、第二部は「フランス近世出版統制と文芸の成立—文芸を創る国王秘書官—」（「ジャンセニズムと出版允許（2）」）と題して『関西大学西洋史論叢』、第9号、2006、pp.17-34 に掲載された。なおこの二論文に本稿の論旨を加味して、2006年6月22日成城大学フランス語フランス文化研究会で発表し、参加された同会会員の方々や成城大学の諸先生方から貴重な助言を戴く機会を得た。ここに感謝の意を記しておきたい。
- (2) 傍点引用者。平凡社、『世界大百科事典』、1998、塩川徹也氏による「ジャンセニズム」の項目。ただし項目執筆は二十年以上さかのぼる。

雇われ検閲人は金を受け取ることができるか？

- (3) 以下の研究書は 1640 年代のジャンセニスムをめぐる神学論争を包括的に扱った唯一の研究である。Albert de MEYER, *Les Premières controverses jansénistes en France (1640-1649)*, Louvain, Joseph Van Lithout, 1917. しかしメイエにおいても、ジャンセニスムはジャンセニストにより主張された思想であるという循環論法が見られ、そもそも誰がジャンセニストなのか、ジャンセニスムは如何に発生したかという問いに答えるものではない。他方、ジャンセニスムの発生という観点からは、問題点も多いとはいえ、法服貴族層の没落と悲劇的世界観を関連づけたリュシアン・ゴールドマンによる周知の研究があるし、またゴールドマンを批判しつつ、ジャンセニスムに新興ブルジョワ層の勃興とその表現を見たルイ・マランの研究がある。Lucien Goldmann, *Le Dieu caché, Étude sur la vision tragique dans les Pensées de Pascal et dans le théâtre de Racine*, Paris, Gallimard, 1956; Louis Marin, *La Critique du discours. Sur la < Logique de Port-Royal > et les Pensées de Pascal*, Paris, Minuit, 1975. しかし両者の研究には、特に 1650 年代のジャンセニスム論争と論争手続きへの眼差しが欠如している。
- (4) 「ジャンセニストの日常生活」やポール・ロワイヤル修道院での教育、修道活動の研究に比して、彼らが催した公開討論会や印刷業者を巻き込んだ出版活動に関する研究は極めて少ない。ゆえに以下の論集に含まれるパスカル『プロヴァンシャル』の出版事情に関する論文は短いながらも貴重である。Henri=Jean Martin, *Le Livre français sous l'Ancien Régime*, PROMODIS, 1987. 後述する同著者の博士論文にも、主にフランスにおけるジャンセニウスの『アウグスチヌス』の受容とアルノーの『頻繁なる聖体拝領』の出版事情に関する言及が見つかる。
- (5) “< Cela est excellent, cela sera goûté ; il faut le faire imprimer >” (Marguerite Périer, *Additions au Nécrologe*, in Blaise Pascal, *Œuvres complètes*, J. Mesnard éd., Desclée de Brouwer, t.I, 1964, p.1126).
- (6) 以下で記述する事前検閲制度の成立と仕組みに関しては、前掲二拙論を参照されたい。
- (7) 検閲人 (censeur) は文字通りには検閲をする人、承認者 (approbateur) は承認を発行する人の意だが、以下でみる文書でもしばしば併記されるように、両者の職務上の区別は必ずしも明確ではない。本稿では必要な場合を除き、検閲人の名称で両者を指すことにしたい。
- (8) 大法官府に属し、國務諮問会議における案件報告や宮内裁判所の裁判を担当。
- (9) Jean Filesac (1556 - 1638). 以下人名の後のカッコ内には生没年を記す。Ferret, *la Faculté de théologie de Paris et ses docteurs les plus célèbres*, Paris, Alph Picard et fils, 1906, t.IV, pp.369-372.
- (10) 紛争の経緯については、次の記述に拠る。*Considérations sur l'entreprise de*

Maistres Claude Morel et Martin Grandin Docteurs de Sorbonne : Et sur la prétention qu'ils ont d'estre commis & établis pour Censeurs & Approbateurs souverains de tous les livres qui s'impriment, au détriment des autres Docteurs de la Faculté de Paris, auxquels ce privilège a toujours appartenu, 1650, in-4o, p.22 (BNF. Ms. fr. 22061, fs.298-310.)
以下では歴史家マルタンの呼称に従い、『弁駁書』(factum)と略す。

- (11) マルタンによれば、この時点で四人の博士に 2000 リーヴルの報酬が約されていた。Henri=Jean Martin, *Livre, pouvoirs et société à Paris au XVII^e siècle*, Genève, Droz, 1999 (la première édition en 1969), 2 vol., t.I, pp.442-443.
- (12) 『弁駁書』、p.5.
- (13) 同書、pp.6-7. François Ytier Chaste(l)lain (1578 - ?). シヤステランについては Jean Lesaulnier et Antony McKenna éd., le *Dictionnaire du Port-Royal*, Honoré Champion, 2004, art. < Chaste(l)lain >.
- (14) André Du Val (1564 - 1638). Ferret, *op.cit.*, pp.329-339.
- (15) 『弁駁書』、p.7.
- (16) Pierre V Séguier (1588 - 1672). パリ高等法院の評定官、請願審査官、高等法院の部長評定官を経て、1633 年に国璽尚書、1635 年には大法官となる。
- (17) 『弁駁書』、pp.8-9.
- (18) 同書、pp.10-11.
- (19) Nicolas Cornet (1592 - 1663). 1645 年から 1649 年までコルネが学部長を務めていた。
- (20) 同書、pp.11-12.
- (21) 同書、p.13.
- (22) François Hallier (1585 - 1659). 学部長は 1649 年の一年のみ。
- (23) 同書、p.13.
- (24) 同書、p.14.
- (25) Pierre Chapelas (? - 1663). 1637 年に学部長を務める。
- (26) 題名中、モレルとグランダンに付された *Maistres* という語はフェルチエールの辞典に拠れば、確かに「神学博士」の敬称にも用いられる。だが語り手によると、二人の博士は「同僚すべての上に君臨するという嗜好だけ」に動かされ、「教義全体に関する至高の支配者 (*Maistre*)、裁定者となるという計画」(p.21)を抱いている。要するに「氏」という訳語では、題名にこめられているかもしれない皮肉が消滅してしまう。
- (27) Jacques Hennequin (1575 - 1661).
- (28) Martin, *op.cit.*, t.I, pp.442-443. 引用中「上で引用した資料」とは、フランス国立図書館写本部所蔵、Ms.fr.18264, fo.484, “Etat des pensions que doivent être payées

sur l'augmentation du sceau" (de la main du Chancelier Séguier)で、セギエ直筆の「年金リスト」である。引用中「1633年」とあるが、別の箇所では「1636年」とされている。Martin, id., p.437. シャピラも指摘するとおり、写本に日付はない。Nicolas Schapira, *Un professionnel des lettres au XVII^e siècle - Valentin Conrart : une histoire sociale*, Paris, Champ Vallon, 2003, col. < Époque >, p.114, n.1.いずれにせよマルタンの提示する二つの年代は共に疑わしい。なぜなら1624年に博士となったモレルはともかく、グランダンが博士になるのは1638年だからである。グレ＝ガイエに比べ、おそらく委託委員会の発足が1633年乃至1636年なのであろう。Jacques M. Gres-Gayer, *Le Jansénisme en Sorbonne 1643-1656*, Paris, Klincksieck, 1996, p.87. グレ＝ガイエの典拠は、やはりマルタンであるが。

- (29) Schapira, *op.cit.*, pp.142-143.
- (30) 『弁駁書』、p.9. Schapira, *id.*, p.142 でも引用されている。
- (31) Schapira, *id.*, p.143.
- (32) 『弁駁書』、p.16.
- (33) Claude Morel (? - ?1679). Ferret, *op.cit.*, t.4, pp.387-393.
- (34) Martin Grandin (1604 - 1691). V. L. Ceysens, "la Correspondance romaine de Jérôme Lagault", (*Bulletin de l'institut historique belge de Rome*, 42, 1972, pp.237-305), reprise in *Jansenistica minora*, Malines, Saint François, Amsterdam, John Benjamin, 1951-1979, 14 vol., t.XI, pp.279-373, p.283.
- (35) Jean Baudoin (1590 - 1650).
- (36) Guillaume Colletet (1598 - 1659).
- (37) Valentin Conrart (1603 - 1675).
- (38) 前掲、BNF. Ms. fr. 18264, fol.484.
- (39) Cornelis Jansen (1585 - 1638).
- (40) Antoine Arnauld (1612 - 1694).
- (41) François Véron (1575 - 1649). 論争家、神学博士。主にアンチ・プロテスタント、アンチ・ジャンセニストの論客として有名。
- (42) 1640年代の論争に関しては、前掲メイエの書が依然必読文献である(註3)。だがメイエの研究では1649年までしか扱われておらず、それ以降1653年までの論争文書を網羅した研究は存在しない。
- (43) [Amable Bourzeis], *Propositiones de gratia, in Sorbonae Facultate propediem examinandae*. Amable Bourzeis (1606 - 1672).
- (44) 「中立」は後に、ジャンセニストの神学博士エルマンが『覚書』の中で主張したことである。Godefroi Hermant (1617 - 1690).
- (45) 同時代人には、三つの『手紙』の著作者としてブルゼイスの名が既に知れて

いた。以下紙幅の都合上、必要な場合を除いて、モレルが執筆した論争書以外の題名は割愛する。

- (46) [Claude Morel], *Les Véritables Sentimens de S. Augustin et de l'Eglise, touchant la Grâce. Par Claude François Docteur en théologie, Prédicateur ordinaire de sa Majesté.* Paris, Pierre Rocolet, 1650, Avec Privilège de sa Majesté (BNF. D-45079).
- (47) [Antoine Arnauld], *Considérations sur l'entreprise faite par maistre Nicolas Cornet, syndic de la Faculté de théologie de Paris, en la dernière assemblée du 1er juillet 1649.*
- (48) Pierre Comagère, dit de Saint-Joseph (1594 - 1662).
- (49) この小冊子は、前著『聖アウグスチヌスと教会の真の見解』の第二版に繰り込まれた。Claude Morel, *Les Véritables Sentimens de S. Augustin et de l'Eglise...* Seconde édition, Paris, P.Rocolet, Imprimeur & Libraire ordinaire du Roy, au Palais, 1650, avec privilege & approbation (BNF. D-45080).
- (50) Noël de Lalane (1618 - 1673).
- (51) Claude Morel, *Défense des véritables sentimens de saint Augustin, et de l'Eglise touchant la possibilité des commendemens de Dieu...*, Paris, Pierre Rocolet, 1651, avec Privilège du Roy & approbation des docteurs.
- (52) Denis Petau (1583 - 1652).
- (53) Amable de Volvic, *Contre l'adversaire du Concile de Trente et de saint Augustin : Dialogue premier : Ou l'on découvre la confusion, & les contradictions estranges des Dogmes Théologiques du P. Petau ; & ou l'on réfute un libelle du mesme Père, intitulé insolemment, Dispute contre l'Hétérodoxe, c'est à dire, contre l'Hérétique. Ou est aussi réfuté par occasion un petit libelle de M. Morel, dont le titre est, Défense de la Confession de la foy Catholique alleguée.*
- (54) Pierre Coppin (? - 1667).
- (55) ここで彼らの「承認」が、『弁駁書』流通直後に執筆されていることを想起すべきである。『弁駁書』では表面上「承認」の掲載が否定されていたわけで（「この手の新奇極まりない承認を書籍の中に挿入する習慣など以前にはなく、この手のものは表に出ないようにしてあったわけです」前掲註 30）、事情を承知していたシャステランとコパンの署名行為は明らかにパロディ、そして戦略である。ジャンセニストによる承認と出版允許の利用については本稿の続編で詳述する予定。

A Z U R

本記事は、成城大学フランス語フランス文化研究会の
機関誌『AZUR』第8号(2007年3月発行)に掲載されました。

成城大学フランス語フランス文化研究会

Société d'étude de la langue et de la culture françaises
de l'Université Seijo

http://www.seijo.ac.jp/graduate/gslit/orig/areas/europe/azur_index.html